

●香川県警察本部告示第13号

香川県警察保護執行規程及び香川県警察公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月27日

香川県警察本部長 木 下 慎 哉

香川県警察保護執行規程及び香川県警察公印規程の一部を改正する規程
(香川県警察保護執行規程の一部改正)

第1条 香川県警察保護執行規程(平成12年香川県警察本部告示第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(関係機関への事案の引継ぎ) 第18条 略</p> <p><u>(1) 病人、負傷者及びその他保護すべき者(次号に掲げるものを除く。)</u> 生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項、第2項、第4項若しくは第6項に規定する保護の実施機関たる知事若しくは市町長若しくはその委任を受けた者又は行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)第2条に規定する救護義務者たる市町長に引き継ぐこと。</p> <p><u>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条に規定する児童 同法第25条の規定により福祉事務所又は児童相談所に通告して引き継ぐこと。</u></p> <p>2 前項の場合において、保管している危険物その他の物品があるときは、法令により所持することを禁止されているものを除き、これを同項に規定する関係機関に引き継がなければならない。</p> <p>3 保護主任官は、前2項の規定により警察署長のとった措置を保護カードに記載して明確にしておかなければならない。</p> <p>(精神障害者等に係る知事への通報の手続等)</p>	<p>(関係機関への事案の引継ぎ) 第18条 警察署長は、前条第1項の場合において、引き渡すべき被保護者の家族等がないとき、判明しないとき又は判明しても引き取らないときは、次の各号に掲げる被保護者の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。</p> <p><u>(1) 精神錯乱者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健法」という。)第21条に規定する保護義務者たる市町長に引き継ぐこと。</u></p> <p><u>(2) 病人、負傷者及びその他保護すべき者 生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項、第2項、第4項若しくは第6項に規定する保護の実施機関たる知事若しくは市町長若しくはその委任を受けた者又は行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)第2条に規定する救護義務者たる市町長に引き継ぐこと。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する場合において、被保護者が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条に規定する児童であるときは、同項の規定にかかわらず、同法第25条の規定により福祉事務所又は児童相談所に通告して引き継がなければならない。</u></p> <p>3 <u>前2項の場合において、保管している危険物その他の物品があるときは、法令により所持することを禁止されているものを除き、これを前2項に規定する関係機関に引き継がなければならない。</u></p> <p>4 保護主任官は、前3項の規定により警察署長のとった措置を保護カードに記載して明確にしておかなければならない。</p> <p>(精神障害者等に係る知事への通報の手続等)</p>

第22条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健法」という。）第23条の規定により被保護者が精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められたときに行う知事への通報は、別記様式第5号の精神障害者等保護通報書により行うものとする。

2・3 略

（その他の機関との連携）

第23条 略

2 警察官は、被保護者が売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第3項に規定する要保護女子であることが明らかとなったときは、児童福祉法第25条の規定により福祉事務所又は児童相談所に通告した場合を除き、最寄りの婦人相談所又は婦人相談員に通知するものとする。この場合においては、婦人相談所の一時保護施設その他適当な施設への入所について配慮するものとする。

第22条 精神保健法第24条の規定により被保護者が精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められたときに行う知事への通報は、別記様式第5号の精神障害者等保護通報書により行うものとする。

2・3 略

（その他の機関との連携）

第23条 略

2 警察官は、被保護者が売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第2項に規定する要保護女子であることが明らかとなったときは、児童福祉法第25条の規定により福祉事務所又は児童相談所に通告した場合を除き、最寄りの婦人相談所又は婦人相談員に通知するものとする。この場合においては、婦人相談所の一時保護施設その他適当な施設への入所について配慮するものとする。

別記様式第5号（第22条関係）

第 号			
年 月 日			
香川県知事 殿			
警察署			
職 氏名 ㊦			
精神障害者等保護通報書			
精神障害者又はその疑いのある者を次のとおり保護したので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条の規定により通報する。			
精神障害者又はその疑いのある者	住 所		
	氏 名	生年月日	性 別
保護の日時			
保護の場所			
保護の理由			
保護したときの状況			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第5号（第22条関係）

第 号			
年 月 日			
香川県知事 殿			
警察署			
職 氏名 ㊦			
精神障害者等保護通報書			
精神障害者又はその疑いのある者を次のとおり保護したので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第24条の規定により通報する。			
精神障害者又はその疑いのある者	住 所		
	氏 名	生年月日	性 別
保護の日時			
保護の場所			
保護の理由			
保護したときの状況			
保護義務者	住 所		
	氏 名	続柄	
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(香川県警察公印規程の一部改正)

第2条 香川県警察公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第4（第2条関係）				別表第4（第2条関係）			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～5 略				1～5 略			
6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）	<u>第23条</u>	略		6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）	<u>第24条</u>	略	
7～16 略				7～16 略			

附 則

- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正前の香川県警察保護執行規程別記様式第1号及び別記様式第5号による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。